明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

真武湯エキス	体力虚弱で、冷えがあつて、疲労倦怠感があり、ときに下痢、腹痛、めまいがあるものの次の諸症：下痢、急性又は慢性胃腸炎、胃腸虚弱、めまい、動悸、感冒、むくみ、湿疹・皮膚炎、皮膚のかゆみ
大黄甘草湯エキス	便秘、便秘に伴う頭重・のぼせ・湿疹・皮膚炎・ふきでもの（にきび）・食欲不振（食欲減退）・腹部膨満・腸内異常醗酵・痔などの症状の緩和
無コウイ大建中湯エキス及びコウイ	体力虚弱で、腹が冷えて痛むものの次の諸症：下腹部痛、腹部膨満感
大柴胡湯エキス	体力が充実して、脇腹からみぞおちあたりにかけて苦しく、便秘の傾向があるものの次の諸症：胃炎、常習便秘、高血圧や肥満に伴う肩こり・頭痛・便秘、神経症、肥満症
釣藤散エキス	体力中等度で、慢性に経過する頭痛、めまい、肩こりなどがあるものの次の諸症：慢性頭痛、神経症、高血圧の傾向のあるもの
当帰芍薬散エキス	体力虚弱で、冷え症で貧血の傾向があり疲労しやすく、ときに下腹部痛、頭重、めまい、肩こり、耳鳴り、月経不順、月経異常、月経痛、動悸などを訴えるものの次の諸症：月経不順、更年期障害、産前産後又は流産による障害（貧血、疲労倦怠、めまい、むくみ）、めまい・立ちくらみ、頭重、肩こり、腰痛、足腰の冷え症、しもやけ、むくみ、しみ、耳鳴り
麦門冬湯エキス	体力中等度以下で、たんが切れにくく、ときに強くせきこみ又は咽頭の乾燥感があるものの次の諸症：からぜき、気管支炎、気管支喘息、咽頭炎、しわがれ声
八味地黄丸エキス	体力中等度以下で、疲れやすくて、四肢が冷えやすく、尿量減少又は多尿で、ときに口渇があるものの次の諸症：下肢痛、腰痛、しびれ、高齢者のかすみ目、かゆみ、排尿困難、残尿感、夜間尿、頻尿、むくみ、高血圧に伴う随伴症状の改善（肩こり、頭重、耳鳴り）、軽い尿漏れ
半夏厚朴湯エキス	体力中等度をめやすとして、気分がふさいで、咽喉・食道部に異物感があり、ときに動悸、めまい、嘔気などを伴う次の諸症：不安神経症、神経性胃炎、つわり、せき、しわがれ声、のどのつかえ感
半夏瀉心湯エキス	体力中等度で、みぞおちがつかえた感じがあり、ときに悪心・嘔吐があり食欲不振で腹が鳴つて軟便又は下痢の傾向のあるものの次の諸症：急性又は慢性胃腸炎、下痢・軟便、消化不良、胃下垂、神経性胃炎、胃弱、二日酔い、げつぷ、胸やけ、口内炎、神経症
補中益気湯エキス	体力虚弱で、元気がなく、胃腸の働きが衰えて、疲れやすいものの次の諸症：虚弱体質、疲労倦怠、病後・術後の衰弱、食欲不振、寝汗、感冒
麻黄湯エキス	体力充実して、かぜの引きはじめで、寒気がして発熱、頭痛があり、せきが出て身体のふしぶしが痛く汗が出ていないものの次の諸症：感冒、鼻かぜ、気管支炎、鼻づまり
六君子湯エキス	体力中等度以下で、胃腸が弱く、食欲がなく、みぞおちがつかえ、疲れやすく、貧血性で手足が冷えやすいものの次の諸症：胃炎、胃腸虚弱、胃下垂、消化不良、食欲不振、胃痛、嘔吐
苓桂朮甘湯	体力中等度以下で、めまい、ふらつきがあり、ときにのぼせや動悸があるものの次の諸症：立ちくらみ、めまい、頭痛、耳鳴り、動悸、息切れ、神経症、神経過敏

○厚生労働省告示第九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一の五の注二中「㈣」を「㈤」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「㈠」を「㈡」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から5の2までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

別表第二の六の注二中「㈣」を「㈤」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「㈠」を「㈡」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から5の2までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数

別表第三の五の注二中「㈣」を「㈤」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「㈠」を「㈡」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から4までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

別表第四の五の注二中「㈣」を「㈤」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「㈠」を「㈡」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から4の2までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

別表第五の6の注二中「㈣」を「㈤」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「㈠」を「㈡」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

別表第6の14の注二中「㈣」を「㈤」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「㈠」を「㈡」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から13までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）